





2021年11月18日  
全国港湾 21 発第33号  
港運同盟発21-第45号

一般社団法人 日本貿易会  
会長 小林 健 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 柏木 公 廣  

全日本港湾運輸労働組合同盟  
会長 日吉 正 博  

### 港湾労働政策に関する申入れ

貴職におかれましては、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、港湾運送事業、港湾労働に対しましてご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、私たちは、港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定は不可分一体のものとするものであり、そのために港湾利用者のご理解とご協力が必要不可欠と考える次第です。

周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が、我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることができる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の課題について貴意回答を示され、協議することを申し入れます。

### 記

1. 港湾運送事業の持続的で健全な発展のために、港湾運送料金を認可料金（国の関与する料金制度）に戻すよう取り組んでいることにご理解いただき、ご協力をいただくこと。  
その間は、現行届出制のもとでの適正料金の支払いにご協力いただくこと。  
また、港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定に混乱をきたす価格競争（ダンピング）の防止に協力いただくこと。
2. 港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定に資するため、港湾産別協定・港湾労使のルール及び諸慣行を遵守していただくこと。
3. 港湾運送の安全、国民経済の安心・安全を担保するための措置について  
(1) 改正 SOLAS 条約によって「重量証明」が荷主に義務付けられるようになりましたが、証明行為の実態は、荷主物流企業によって行われています。条約の趣旨にそった海上、港湾物流の安全措置としての「証明」効力が図られるよう、「第三者機関」による「証明」行為の徹底と港頭地域においての重量検査（台買場利用、庫前検量等）が即さ

れるよう周知していただくこと。検査機関については、港湾運送の検査に精通する事業者（日本海事検定協会、(株)シンケン、日本貨物検数協会、全日検）を起用していただくこと。

- (2) 「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」は、取次事業者等にコンテナ貨物の情報等を確実に伝達することを求めています。「同ガイドライン」を履行する立場から、重量、品目、梱包等の貨物情報が、港湾運送事業者、トラック事業者（運転者）に確実に伝達されるようご協力いただきたい。
- (3) フレキシブルバックよる液体貨物輸送は、その危険性からも直ちに禁止すべきと考えており、荷主に同バックの使用禁止と液体輸送用のタンクコンテナの使用を啓蒙し、関係官署にも同バックを使用した輸送を禁止する措置を強く働きかけていただくこと。

以 上